様式Ａ

令和　　年　　月　　日

（あて先）港区長

申請者　　共同事業体の名称

**共 同 事 業 体 構 成 書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共同事業体名 | |  |
|  | 共同事業体所在地 | 共同事業体の所在地について、事務所を新たに設けない場合は、  「東京都☆☆区☆☆△丁目△△番△△号  株式会社●●●●内」など、  最後に、必ず代表団体内と入れるようにしてください。 |
|  | 代表団体名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 構成団体1の名称 | |  |
|  | 構成団体1の代表者氏名 |  |
| 構成団体1の所在地 |  |
| 構成団体２の名称 | |  |
|  | 構成団体２の代表者氏名 |  |
| 構成団体２の所在地 |  |
| 構成団体３の名称 | |  |
|  | 構成団体３の代表者氏名 |  |
| 構成団体３の所在地 |  |

※記入欄が足りない場合は、必要に応じて、行の追加等行い提出してください。

※事務所を新たに設けない場合は、共同事業体の所在地住所の最後に「（代表団体名）内」と記載してください。

令和　　年　　月　　日

様式Ｂ

（あて先）　港　区　長

申請者（共同事業体の代表団体）

共同事業体名

所在地

代表

代表者の氏名　　　　　　　　　　㊞

**共 同 事 業 体 協 定 書 兼 委 任 状**

　芝地区港区立公園・児童遊園の指定管理者として申請するため、公募要項に基づき共同事業体を結成し、港区との間における下記事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。なお、当該施設の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行等に関して詳細な協定を取り交わしたうえで、連帯して責任を負います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 共同事業体の名称 | |  | | | | | |
| 共同事業体の所在地 | |  | | | | | |
| 共同事業体の代表団体（受任者） | | | |  | 共同事業体の構成団体（委任者） | | |
| 所在地 |  | | |  | 所在地 |  | |
| 団体名 |  | | |  | 団体名 |  | |
| 代表者氏名 |  | | ㊞ |  | 代表者氏名 |  | ㊞ |
| 共同事業体の構成団体（委任者） | | | |  | 共同事業体の構成団体（委任者） | | |
| 所在地 |  | | |  | 所在地 |  | |
| 団体名 |  | | |  | 団体名 |  | |
| 代表者氏名 |  | | ㊞ |  | 代表者氏名 |  | ㊞ |
| 共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間 | 令和　　年　　月　　日から当該指定管理者の指定終了後３ヶ月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が当該施設の指定管理者とならなかった場合は、ただちに解散します。また、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に区の承認がなければこれを行うことができません。 | | | | | | |
| 共同事業体の代表団体の権限 | １　指定管理者の指定の申請に関する件 | | | | | | |
| ２　区との指定管理に係る協定締結に関する件 | | | | | | |
| ３　指定管理委託料等の請求受領に関する件 | | | | | | |
| ４　その他本指定管理に係る契約に関する件 | | | | | | |
| その他 | １　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡いたしません。 | | | | | | |
| ２　本協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することします。 | | | | | | |

※共同事業体の構成員が４以上となる場合はこの様式に準じて構成団体欄を増やして作成してください。

※事務所を新たに設けない場合は、共同事業体の所在地住所の最後に「（代表団体名）内」と記載してください。

令和 　　年　　月　　日

様式Ｃ

（あて先）　港　区　長

申請者（共同事業体の代表団体）

共同事業体名

代表

代表者の氏名　　　　　　　　　㊞

**宣　誓　書**

下記の事項について虚偽の申請ではありません。

記

　　芝地区港区立公園・児童遊園指定管理者公募要項「Ⅲ－１公募の手続・手順」の項目中（１）アからエの申請者の資格に該当し、同（１）オに該当する項目はありません。

　地方自治法第２４４条の２第３項に規定する法人その他の団体で、次のアからオの全てに該当

する者。

ア　公園等施設の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者。

イ　指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者。

ウ　港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第１８０条の５に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものも可とする。

エ　公園等の維持管理、及びこれらに類する業務を行なっている事業者であること。

オ　団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令第１６７条の４第２項及び第１６７条の５第１項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者。

（イ）経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）ある者。

（ウ）国税又は地方税を滞納している者

（エ）指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから２年間が経過していない者

（オ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から５を経過していない者の統制下にある団体

ア　公園等施設の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者。

イ　指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者。

ウ　港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第１８０条の５に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものも可とする。

エ　公園等の維持管理、及びこれらに類する業務を行なっている事業者であること。

オ　団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令第１６７条の４第２項及び第１６７条の５第１項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者。

（イ）経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）ある者。

（ウ）国税又は地方税を滞納している者

（エ）指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから２年間が経過していない者

（オ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から５を経過していない者の統制下にある団体

ア　公園等施設の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者。

イ　指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者。

ウ　港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第１８０条の５に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものも可とする。

エ　公園等の維持管理、及びこれらに類する業務を行なっている事業者であること。

オ　団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令第１６７条の４第２項及び第１６７条の５第１項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者。

（イ）経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）ある者。

（ウ）国税又は地方税を滞納している者

（エ）指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから２年間が経過していない者

（オ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から５を経過していない者の統制下にある団体

**安 定 運 営 の 取 組**

様式Ｄ

指定期間中、グループ内で安定して運営していくために必要と考える取組について各項目記入してください。

|  |
| --- |
| 1. 業務実施時におけるグループ内での意思決定の方法について 2. グループ内でのリスク分担についての基本的な考え方について 3. 指定期間中に運転資金が不足することが想定される事項とその場合のグループ内での対処方法 |
|  |

※本様式は、Ａ４判３枚以内としてください。

※文字のフォントは、「BIZ UDP明朝 Medium 11ポイント」で入力してください。